

# REPORT III

## 公的年金加入者への通知

### - 現状と課題 -

金融研究部門 / 年金フォーラム 臼杵 政治、中嶋 邦夫  
usuki@nli-research.co.jp, nakasima@nli-research.co.jp

#### はじめに

2002年12月、厚生労働省から「年金改革の骨格に関する方向性と論点について」(以下、「骨格案」とする)が発表された。2004年の公的年金制度改正に向け、負担と給付の見通しのほか、国民年金保険料の多段階免除制度や第三号被保険者の見直しなど、多くの論点について新たな提案が盛り込まれている。

中でもその重要性ほどには注目されていない点がある。それは各加入者への年金情報の通知である。骨格案では定期的に、ポイント制の下での累積および直前1年の獲得ポイント、現在の年金加入期間、年金見込額、を通知するという。それが骨格案冒頭に示された「若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感、不信感を解消すること」という狙いになっているのかどうか、をここで検討したい。

#### 1. 年金加入者への情報提供の現状

これまで年金加入者に対する政府からの「通知」はほとんどなかった。保険料の基礎となる標準報酬月額決定通知も事業主によるものであり、それ以上の情報が欲しければ、加入者は、

自発的に社会保険事務所へ出向き、情報の照会・請求を行う。

しかも最大の関心事であるはずの将来の年金見込額は、58歳になり年金手帳を持参しないと照会できない(図表-1)。それまでは、加入記録の漏れをチェックするための加入履歴の照会しかできない。

そこに記載されている標準報酬月額は賃金上昇率等により再評価される前の金額となっており、年金額算定の基礎数値となっていない。もし年金額を知りたいければ、再評価率を表計算ソフトに入力して試算しなくてはならない。

もっとも、社会保険庁のホームページには年金見込額を概算する手段が用意されている。生年月日、性別、加入期間、加入期間の平均月収

図表 - 1 現行の情報提供の内容

- 年金見込額(制度共通年金見込額照会回答票)
  - ・社会保険事務所の窓口で照会
  - ・58歳以降の被保険者のみ照会可能
  - ・年金見込額および下記の基礎データ  
平均標準報酬月額(再評価後)、給付乗率、加入月数、年金見込額
- 被保険者記録(被保険者記録照会回答票)
  - ・社会保険事務所の窓口で照会
  - ・加入期間・年齢を問わず照会可能
  - ・標準報酬月額の決定・改訂ごとの下記のデータ  
決定・改訂日、標準報酬月額(再評価前)、当該標準報酬月額が適用されていた期間

(過去および将来)を入力すれば、年金見込額を求めることができる。ただしあくまでも概算であり、正確な報酬額を反映することは難しい。給付の内容がわからないのは、老齢年金だけではない。国民年金や厚生年金の加入者にも、遺族年金や障害年金の保障内容を知らされることはない。

さらに、年金の受給開始の際にも通知はこない。加入者は予め自分の支給開始を確認して、自発的に所轄の社会保険事務所に出向いて裁定を請求する。後日、裁定通知が送付されてきて、ようやく自分の年金額を知ることができる。

## 2. 情報不足が不信感を助長

このように、各個人の給付に関して十分な情報が開示されていないため、様々な憶測と誤解が飛び交い、それが公的年金制度への不信感を必要以上に助長しているように思われる。

その一つに国民年金の未納・未加入問題がある。自営業者などが対象となる国民年金では、保険料が給与天引きされる厚生年金と比べると、保険料の未納や制度への未加入が本人の意思によって行われやすい。社会保険庁の調査によれば、本来国民年金に加入すべき人の約15%が未加入で、約10%が未納者(2年間保険料を納めなかった者)となっている。同庁は、未納者と納付者の所得分布に大きな差がないことや未納者の半数以上が生命保険や個人年金に加入していることから、「未納の主な要因は年金制度に対する理解の差や意識の差にある」と結論づけている。保険料の未納は、年金に対する不信を根拠に行われているのである。

国民年金は、保険料の1/3が政府によって負担されていること、老齢年金だけでなく障害年金が支給されること、年間16万円の保険

料が社会保険料として課税所得から控除されること、給付が物価あるいは賃金にスライドすること、から民間の個人年金より間違いなく有利である。ところが、未納・未加入者の中には「公的年金は損だから民間の保険で準備しよう」という単純な誤解も少なくない。

未納・未加入は厚生年金にも波及している。たとえば、厚生年金の適用対象である事業所が、解散や休業と偽って全喪届を提出するケースがある。会計検査院が調査しただけでも<sup>298</sup>事業所が月額で1億円余りの保険料(健康保険料および厚生年金保険料の合計)を納めていなかった。また、本来は厚生年金の適用対象となる長時間パートや部分年金受給中の従業員を適用対象外と偽るケースもある。会計検査院によれば、1998~2001年度で、1,767事業所が合計41億円余りの厚生年金保険料を納めていなかったという。

この状況も年金給付の内容が明らかであれば改善できよう。確かに厚生年金では、世代によって払った保険料総額と受け取る年金総額のバランスが異なるという世代間の不公平が存在する。それでも、現在40歳代半ばより高齢であれば、金利を考慮しても払った保険料より老齢給付の額が大きくなる。さらに障害年金・遺族年金が支給され、扶養している配偶者にも基礎年金が支給される。これらまで考慮すると、同じ内容の給付を受けるために民間の保険会社に支払う保険料が、厚生年金において労使が負担する保険料より安くなるケースは実際にはかなり限られている。

仮に企業として保険料負担に耐えられない場合でも、労使合計の保険料が民間の保険料より安いなら、従業員は雇用主分まで自己負担をしてでも脱退しない方が得なはずである。しかし、こうした事実を知らないまま、経営状況の悪化を理由に人件費削減の一環として厚生年金を違

法に脱退してしまう企業があとをたたない。

給付に関する情報不足が引き起こす問題は他にもある。一つは学生の障害無年金である。2000年以降、無収入の学生は保険料免除の適用を受けることができるようになった。免除されていれば、障害を負った場合に年金が支給される。ところが、免除を申請せずに未加入者でいると、交通事故などで障害を負っても年金が支給されない。この問題も、加入者あるいは加入見込者への通知によって改善できるだろう。

もう一つは年金の時効である。年金の受給を開始する際に、その裁定請求手続を促す通知はほとんど行われていない。そのため、年金の請求権が5年の時効にかかると、5年以上前の年金については遡って受け取ることができない。このような事態も、現役時代から通知が充実していれば回避できるだろう。

そもそも、年金額は老後の生活設計を行う際の重要な情報である。しかし、実際に年金受給するまでは、多くの人が概算額でしか計画を立

てられない。老後収入の基礎となる公的年金の金額がわからないと、生活設計の意味は半減してしまう。

### 3. 海外での通知の例

海外では各加入者に支給内容を知らせている多くの例がある（図表 - 2）。米国では1999年以来、25歳以上の加入者約1億3,000万人に「社会保障通知」を送付し、老齢年金見込額、障害年金、遺族年金の額を通知している。さらに通知には、保険料の根拠となった過去の報酬額、公的年金財政の仕組みや今後の見通し、年金支給や一層の情報を請求する手続き、が盛り込まれている。

カナダでは、30歳以上の加入者に「拠出通知」が送られている。この通知には、報酬額および拠出保険料の額、加えて老齢年金見込額、遺族・障害年金の額が記載されている。

スウェーデンでは、1999年の制度改革によっ

図表 - 2 海外における加入者通知の例

	米国	カナダ	スウェーデン
名称	Social Security Statement	Statement of Contributions	Den Allmänna Pensionen
頁数	6頁（60歳未満は4頁）	1頁	6頁（一部の人は4頁）
対象	27歳以上の加入者	30歳以上の加入者	16歳以上の加入者
予測年金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>62歳、67歳、70歳で引退した際の予想老齢年金額（今後、過去の平均と同じ収入を得たと仮定）</li> <li>障害・遺族年金額とメディケアの説明</li> <li>引退年齢に伴う支給額（67歳以前・以降に支給した場合の増減）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それまでの拠出が65歳まで続いた場合の年金額</li> <li>遺族・障害年金の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>61歳、65歳、70歳から受給開始した場合の年金額（個人と雇用者の平均年収の伸びを0%または2%、プレミアム年金の利回りを3.5%または6%と仮定）</li> <li>年金点数（早期年金・遺族年金の計算に必要）</li> </ul>
報酬額	年金・医療保険の対象となる過去の所得	年金の対象となる過去の所得	その年の年収（標準報酬による上限あり）
保険料の額	（なし）	これまでの拠出額	その年の概念上の拠出及びプレミアム年金の掛け金
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>各給付制度の仕組み・解説</li> <li>このままでは2017年に給付が掛け金を上回り、2041年に積立金が枯渇すること</li> <li>支給申し込みや情報請求の手続き</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>概念上の確定拠出年金における期首の残高から期末の残高への推移（+その年の利息±指数による変動-運営管理費用）</li> <li>実際の確定拠出年金（プレミアム年金）における期首の残高から期末の残高への推移（+運用収益±価格変動-運用費用）</li> <li>その他年金に影響を与える事由（子育てなど）</li> </ul>

て、それまでの確定給付型に代わり、実際に資金を積み立てていく確定拠出年金（プレミアム年金）と賦課方式で運営される概念上の確定拠出年金が導入された。この方式の下、各個人勘定への拠出額と期首と期末の残高、その変動の内訳、および年金見込み額を通知している。

またドイツでは、2001年の制度改正で従来の賦課方式の支給水準を引き下げるとともに、確定拠出年金を導入し税の優遇や補助を実施することになった。そこで個人が確定拠出年金への拠出額を決める判断材料として、2004年から27歳以上の加入者に対してポイント制にもとづく年金見込額を定期的に通知することになった。

このほかイギリスやスイスでは、加入者は政府に請求すれば年金見込額を知ることができる。また、シンガポールやマレーシアなど公的年金が個人勘定により運営されている国では、拠出額と残高が通知されているようである。

#### 4. 早期に全員に通知を

情報不足により生じる問題や海外との格差を認めたのが、骨格案では11月の経済財政諮問会議で提案された年金見込額開示の対象年齢を拡大する点に加え、ポイント制での見込額を加入者に通知する案が盛り込まれた（図表 - 3）。

このポイント制はドイツの制度と似ている。国民年金では保険料を1年支払うことで1ポイントが与えられ、累積40ポイントで月額67,000円の年金が満額支給される。厚生年金のポイントは、ある年度の当該被保険者の年収を当該年度の全加入者の平均年収で割って計算される。したがって、ある年の報酬が平均賃金並みであれば1ポイントが与えられ、国民年金同様、累積40ポイントで平均的な年金額が支給される。いずれの制度でも、自分の累積ポイントを40ポ

図表 - 3 厚生労働省の通知案

全被保険者を対象として、定期的に（例：1年ごと）年金情報を提供（通知）する仕組みを導入する。

- ・一定年齢（例：25歳以上）の被保険者を対象とすることも考えられる
- ・段階的に通知対象者を拡大。
- ・一定年齢ごとに通知の頻度を変えることも考えられる（例：40歳以上の者は毎年、40歳未満の者は2年に1回）

年金ポイント（直前1年間の実績及び累計総ポイント数）、現在の年金加入期間、年金見込額等を通知する。

- ・年金見込額として具体的に何を通知するかは、今後具体的に検討する
- （例）・現在障害になったと仮定した場合の障害年金額
- ・過去のトレンドに沿って今後も年金ポイントが増加していくと仮定した場合の老齢年金見込額
- ・現在までに獲得した年金ポイントにより将来受給することができる老齢年金見込額

（資料）厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点」

イントと比較することで、自分が受け取る年金給付額の相対的な位置づけを知ることができる。

こうした通知が送られれば、加入者は年金額が年々増加していくのを実感できる。また、公的年金額がわかることでライフプランを立てやすくなる。さらに、民間保険より明らかにメリットがあるはずの公的年金に加入しなかったり、脱退したりするという問題の解決に役立つのではないだろうか。

また2002年末に発表された「社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化について」では、骨格案の内容に加え、年金裁定請求用紙を送付したり、インターネットで裁定請求を受け付けたりする予定になっている。これが実施されれば、請求が年金の時効にかかってしまう例も減るだろう。

ただ、それでも問題が残っている。第一が送付の範囲である。できるだけ早く多くの加入者に通知を行うべきであるが、骨格案では対象を40歳以降に限定したり、40歳未満の加入者には頻度を2年に1回にする案が提示されている。

どうして制限を考えるのだろうか<sup>(注1)</sup>。郵送

費用が一人当たり100円にも満たないことを考えると、事務処理のシステムを構築するための費用かもしれない。

確かに確定拠出年金における管理費用をみると、日米とも運営管理などに1口座当たり3,000円程度の手数料を徴求している。

1人当たり3,000円のコストに、年金加入者・受給者合計9,000万人を乗じると2,700億円にもなってしまう。しかし、3,000円は、投資対象商品の乗り換えやコール・センターまで含めたシステムをゼロから構築するコストである。公的年金の場合は、リアル・タイムでの情報提供は不要で年1回の通知だけでよく、基本データがすでに整備されているため、それほどの負担にはならず、うまくすれば2桁減るのではなからうか。実際米国では、通知の費用が約7,000万ドル、1人当たり60円とされている<sup>(注2)</sup>。

また、社会保障の事務費についてみると、米国の社会保障管理庁（Social Security Administration）の事務管理費83億ドルのうち23億ドルが老齢年金（OASI）に充てられている。老齢年金の給付と保険料は合計約8,000億ドルであり、事務費はこの0.3%程度に抑えられている。これに対しわが国の社会保障事務費3,000億円（厚生年金・国民年金に政管健康保険を含む）は、給付34兆円と保険料28兆円の合計の0.5%にのぼっている。

制度の仕組みが異なるので日米の安易な比較は難しいものの、わが国にはコストダウンの余地があろう。低コストなシステムに切り替えたりプライバシーの保護を図りつつ民間への業務委託を拡大したりして、コストを抑えつつ通知を送付する体制を早期に整えるべきである。

骨格案での第二の問題は、公的年金財政の方式や現状についての説明がないことである。99年に開始した当初はその説明がなかった米国でも、2000年から、2017年には給付が保険料を上回ること、2041年には積立金が枯渇すること、を明記するようになった。

わが国の政府はこれまで「公的年金は世代間の助け合い」と説明してきた。にもかかわらず、年金財政が賦課方式で運営されていること、つまり自分の年金が自分の子や孫の世代によって賄われていることを受給者世代もほとんど意識していない。したがって通知を行う際には、まず年金財政の仕組みや現状を明記すべきである。加えて、受給者も含めて、これまで支払った保険料の額も通知してはどうか。これにより、各人が自ら支払った保険料と年金支給額との関係を知ることができる。

しかし、これには反対もあろう。一つは公的年金が助け合いを理念としているため、各人の損得計算を許すべきではないという批判である。社会保障に関する負担と受益は自分の支払う保険料と年金だけにかぎらない。国庫負担があれば税を通じて負担していることになるし、自分の親を扶養せずに済むといった受益もある。それにもかかわらず、一人一人の保険料と年金額を比べると、余計な誤解や不信を招くという。

確かに海外でも過去の保険料を通知している例は限られている<sup>(注3)</sup>。しかし、助け合いの制度に参加すること、保険料や年金額を知らないことは別である。しばしば、賦課方式の公的年金は子供から親への仕送りに例えられる。この場合、親子が互いに仕送り額を知らないことはありえない。助け合いの内容を知らせ

ないままで、助け合いに納得してもらっている  
とはいえない。

政府が保険料を知らせずとも年金と保険料の  
概略は計算できる。それにより実態が分かれば、  
政府が不公平を隠すために保険料を知らせない  
でいるという誤解さえ招く。政府が負担と受益  
に世代間格差があることを認めないと、それこ  
そ無用の誤解の温床になろう。

## 6. 認識ギャップの解消を

58歳になって初めてその見込額がわかるよう  
に、従来、公的年金の給付額は「もらってみて  
初めてわかる」ものであった。それでも不満が  
出なかったのは、自らが支払った保険料を上回  
り、高齢世帯の生活を支えるに足るだけの額の  
年金が支給されてきたからであろう。

しかし、そうした状況は終わった。今後は支  
払った保険料以上の年金が支給されるかどうか  
疑問であり、標準的な衣食住に必要な以上の  
生活費は自助努力に委ねられよう。骨格案の  
いくつかの試算でも、制度を維持するためには  
受給世代、現役世代ともに負担増を検討しな  
ければならないのは明らかである<sup>(注4)</sup>。そうであ  
ればこそ、どれだけの年金がいつから支給され  
るのかを一人一人が知る必要がある。

また、公的年金財政が危機的状況にあること  
は、厚生労働省や有識者の間で共通の認識とな  
りつつある。特に前回改正前後から、積立方  
式や税方式などの導入、思い切った保険料引  
き上げや給付の切り下げ、など様々な改革が提  
案されてきた。いずれも一理あるにもかかわらず、  
抜本的な改革が実現していない。

この原因の一つも、加入者や受給者、つまり  
有権者の側にそうした年金財政の苦境が十分浸  
透していないことにある。

受給世代は自らの年金の過半が若年世代の拠  
出から来ていることを知らないために、給付の  
削減を拒む。一方、数の上でも政治的な力が弱  
い現役世代は保険料引き上げを阻止できない。  
そればかりか、政治的な拒否権行使ともとれる  
未納・未加入にまで及んでしまう。

このようにみていると、公的年金が賦課方  
式で運営されている、少子高齢化の結果、保  
険料引き上げか給付引き下げが不可避である、

現状では大きな世代間の不公平が生じてい  
る、という点について、当局や有識者と加入者  
や受給者との間に認識のへだたりがある。これ  
を埋めるには、現在の年金財政の仕組みと改革  
案を一人一人の受益と負担に則して示すことが  
有効であろう。

各個人に年金額と保険料を知らせることは、  
理解不足からくる未加入や脱退を防ぐだけでな  
く、公的年金への不信を悪化させずに改革への  
参加意識と理解を高める、という意味で十分に  
検討に値する。

(注1) 老齢年金の受給資格を得るために必要な加入年数が、  
わが国では25年と比較的長いとしても、通知を有資格  
者に限る理由はない。

(注2) New York Times 1999年9月26日。また、社会保障管  
理庁の広報費用は、この通知の費用を含めて2001年会  
計年度で6,800万ドルである。

(注3) 確定拠出年金はスウェーデン、シンガポールなど。確  
定給付年金ではカナダが過去の保険料を記載してい  
る。

(注4) 骨格案によると、給付(モデル支給額の対現役の手取  
り年収比のみた代替率)を固定した案では、2025年の  
最終保険料率が前回改正時試算の19.8%から23.1%に  
上昇する。逆に保険料を2022年以降20%に固定する案  
では、2032年まで給付の調整が続き、59%だった代替  
率が2032年以降は52%に低下する。後者の案では既裁  
定者の年金額も調整するものの、保険料の引き上げ・  
給付額の調整とも長期にわたり段階的であることから、  
世代間の不公平は解消しない。